

指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)ハーモニー 利用料金表①
(個室入居者用)

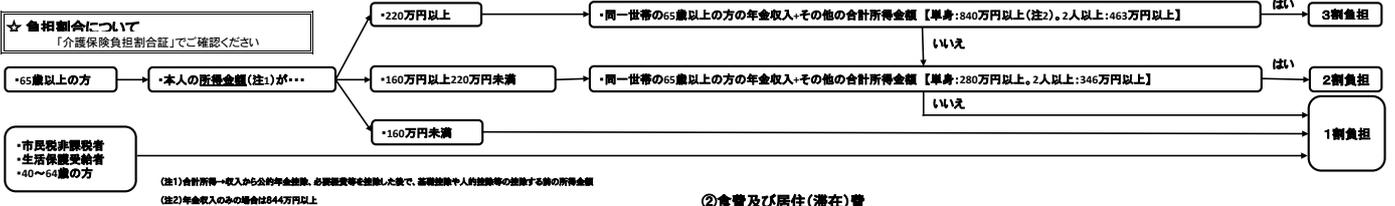
社会福祉法人 野田福祉会
2021年8月1日改正

(1)介護保険の給付対象サービス

①介護福祉施設サービス費(本人負担は1割・2割・3割のいずれかに該当します)

要介護度	要介護1(条件あり)			要介護2(条件あり)			要介護3			要介護4			要介護5		
	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
介護費用	599	599	599	670	670	670	745	745	745	816	816	816	886	886	886
看護体制加算(I)口	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
夜勤職員配置加算(III)口	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17
精神科医加算	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
栄養マネジメント強化加算	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
口腔衛生管理体制加算	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
日常生活継続支援加算(I)	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36
介護職員処遇改善加算(I)	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58
介護職員等特定処遇改善加算(I)	19	19	19	21	21	21	23	23	23	25	25	25	27	27	27
合計単位(日)	780	780	780	850	850	850	927	927	927	1,000	1,000	1,000	1,072	1,072	1,072
本人負担額(円/日)	815	1,631	2,446	889	1,777	2,666	969	1,938	2,907	1,045	2,090	3,136	1,120	2,241	3,361
合計単位(30日)	23,410	23,410	23,410	25,508	25,508	25,508	27,819	27,819	27,819	30,006	30,006	30,006	32,163	32,163	32,163
本人負担額(円/30日)	24,463	48,927	73,390	26,656	53,311	79,967	29,070	58,141	87,211	31,356	62,713	94,069	33,610	67,220	100,830

★介護職員等特定処遇改善加算(I)＝所定単位数に8.3%を乗じた単位数。 ☆介護職員等特定処遇改善加算(I)＝所定単位数に2.7%を乗じた単位数。 ☆実際には途中でお小点の端数処理を行なうため、若干の誤差が生じます。



★高齢介護サービス費の支払要否は「申請書」を提出し、上記金額について、それぞれ上記上限額となります。(単位:円)

段階	対象者	支払上限額
第1段階	・生活保護受給の方 ・利用者負担を15,000円に減額することで生活保護受給者とならない場合	個人 15,000円 世帯 15,000円
	・市民税非課税世帯で高齢福祉年金受給の方	個人 15,000円 世帯 24,600円
第2段階	・市民税非課税世帯で公的年金等収入額+合計所得金額が80万円以下の方	世帯 24,600円
第3段階	・市民税非課税世帯で公的年金等収入額+合計所得金額が80万円を超える方	世帯 24,600円
第4段階	・一般世帯(下記以外の市民税課税世帯)	世帯 44,400円
	・年収383万円以上年収770万円未満の方	世帯 44,400円
	・年収770万円以上年収1,160万円未満の方	世帯 93,000円
	・年収1,160万円以上の方	世帯 140,100円

②食費及び居住(滞在)費

段階	対象者	食費	居住(滞在)費	合計(1日)	月額(30日)
第1段階	・高齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方 ・生活保護受給者の方 ・注1 本人の預貯金等の合計額が1,000万円以下(配偶者がいる場合は夫婦の預貯金等の合計額が2,000万円以下)の方	300	320	620	18,600
第2段階	・注2 世帯(注)全員が市民税非課税で公的年金等収入額+合計所得金額との合計額が年額80万円以下の方 本人の預貯金等の合計額が650万円以下(配偶者がいる場合は夫婦の預貯金等の合計額が1,650万円以下)の方	390	420	810	24,300
第3段階①	・注3 世帯(注)全員が市民税非課税で第2段階に該当しない方 本人の預貯金等の合計額が550万円以下(配偶者がいる場合は夫婦の預貯金等の合計額が1,550万円以下)の方	650	820	1,470	44,100
第3段階②	・注4 世帯(注)全員が市民税非課税で第2段階に該当しない方 本人の預貯金等の合計額が500万円以下(配偶者がいる場合は夫婦の預貯金等の合計額が1,500万円以下)の方	1,360	820	2,180	65,400
第4段階	上記以外の方	1,450	1,420	2,870	86,100

指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)ハーモニー 利用料金表②
(個室入居者用)

社会福祉法人 野田福祉会
2021年8月1日改正

(表裏より)

③以下のサービスは、特別な場合や個々に応じて1日(回)あたりの料金になります。1割、2割、3割のいずれかの利用者負担となります。

	単位 (日または回)	1割負担(月)	2割負担(月)	3割負担(月)	備考	
若年性認知症入所者入加算	120	3,762	7,524	11,286	65未満の認知症の方が対象となります。	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	1,463	2,926	2,926	入所日より7日を限度とします。	
入院時、外泊時基本在籍料金	246	1,542	3,085	4,627	1ヶ月に6日を限度とします。	
生活機能向上加算(I)	100	105	209	314	3ヶ月に1回の算定となります。	
口腔衛生管理加算(I)	90	94	188	282	月に1回の算定となります。	
経口維持加算(I)	400	418	836	1,254	月に1回の算定となります。	
経口維持加算(II)	100	105	209	900	月に1回の算定となります。	
褥瘡マネジメント加算(II)	13	105	209	117	月に1回の算定となります。	
科学的介護推進体制加算(II)	50	105	209	450	月に1回の算定となります。	
自立支援促進加算	300	314	628	942	月に1回の算定となります。	
退所前訪問相談援助加算	460	481	961	1,410	退所前に2回を限度とします。	
退所後訪問相談援助加算	460	481	961	1,442	退所後に1回を限度とします。	
退所時相談援助加算	400	418	836	1,254	退所後2週間以内に1回を限度とします。	
退所前連携加算	500	523	1,045	1,568	退所前に1回を限度とします。	
初期加算	30	941	1,881	2,822	入所後30日間のみ算定します。	
看取り介護加算	死亡日以前31~45日	72	2,031	4,063	6,094	15日間の算定となります。
	死亡日以前4~30日	144	4,063	8,126	12,189	27日間の算定となります。
	死亡日の前日、前々日	680	1,421	2,842	4,264	2日間の算定となります。
	死亡日	1,280	1,338	2,675	4,013	1日間の算定となります。
在宅復帰支援機能加算	7	219	439	658		
在宅・入所相互利用加算	40	1,254	2,508	3,762		

① + ② + ③ = 約 円 / 月

(2)介護保険の給付対象とならず、ご利用の方のみご負担になるもの

衣料リース	スエット(上)65円/枚、スエット(下)65円/枚、シャツ(七分袖・半袖)30円/枚、靴下20円/足、男性用プリーツ20円/枚、女性用ショーツ20円/枚、バスタオル20円/枚、フェイスタオル10円/枚、バッチ35円/枚(全て税抜き)
おやつ代	120円 / 日(税込み)
理・美容代	施術に応じた所要額(例)2,000円 / 回(税込み)
複写物の交付	30円 / 枚(税込み)
各種クラブ活動参加費	書道(750円)、陶芸(1,300円)、華道(700円)、音楽(300円)~いずれも1回当たり。また行事や展覧会出席等は実費あり。(全て税込み)
預り金等の管理	基本サービス 3,000円 / 月(税込み) 総合管理サービス 3,900円 / 月(税込み)
電気機器使用料(電気毛布・コタツ等)	電気代として1日60円(税込み)
テレビレンタル代(電気代込み)	1台110円 / 日(台数制限により、利用できない場合あり)(税込み)
その他	個人的に使用する日常生活上のものにかかる所要額(日用品・教養娯楽費・行事経費等)(全て税込み)
契約書23条に定める所定の料金	利用者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に入居者が明け渡された日までの期間にかかる料金(全て税込み)

★以上の金額は、法による給付額の変更その他の事情により、相当な額に変更することがあります。

指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)ハーモニー 利用料金表①
(多床室入居者用)

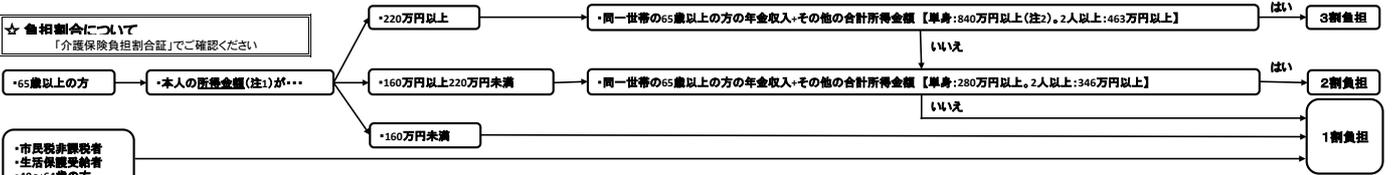
社会福祉法人 野田福祉会
2021年8月1日改正

(1)介護保険の給付対象サービス

①介護福祉施設サービス費(本人負担は1割・2割・3割のいずれかに該当します)

要介護度	要介護1(条件あり)			要介護2(条件あり)			要介護3			要介護4			要介護5		
	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
介護費用	599	599	599	670	670	670	745	745	745	816	816	816	886	886	886
看護体制加算(I)口	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
夜勤職員配置加算(III)口	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17
精神科加算	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
栄養マネジメント強化加算	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
口腔衛生管理体制加算	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
日常生活継続支援加算(I)	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36
介護職員処遇改善加算(I)	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58
介護職員等特定処遇改善加算(I)	19	19	19	21	21	21	23	23	23	25	25	25	27	27	27
合計単位(日)	780	780	780	850	850	850	927	927	927	1,000	1,000	1,000	1,072	1,072	1,072
本人負担額(円/日)	815	1,631	2,446	889	1,777	2,666	969	1,938	2,907	1,045	2,090	3,136	1,120	2,241	3,361
合計単位(30日)	23,410	23,410	23,410	25,508	25,508	25,508	27,819	27,819	27,819	30,006	30,006	30,006	32,163	32,163	32,163
本人負担額(円/30日)	24,463	48,927	73,390	26,656	53,311	79,967	29,070	58,141	87,211	31,356	62,713	94,069	33,610	67,220	100,830

★介護職員等特定処遇改善加算(I)＝所定単位数に8.3%を乗じた単位数。 ★介護職員等特定処遇改善加算(II)＝所定単位数に2.7%を乗じた単位数。 ★実際には途中で小数点の端数処理を行なうため、若干の誤差が生じます。



★介護報酬サービス費の支払要領は別紙甲類を添付し、上記要領について、それぞれ下記に上限額となります。(単位:円)

段階	対象者	支払上限額
第1段階	・生活保護受給の方 ・利用者負担を15,000円に減額することで生活保護受給者とならない場合	個人 15,000円 世帯 15,000円
	・市民税非課税世帯で高齢福祉年金受給の方	個人 15,000円 世帯 24,600円
第2段階	・市民税非課税世帯で公的年金等収入額+合計所得金額が80万円以下の方	世帯 24,600円
第3段階	・市民税非課税世帯で公的年金等収入額+合計所得金額が80万円を超える方	世帯 24,600円
第4段階	・一般世帯(下記以外の市民税課税世帯)	世帯 44,400円
	・年収383万円以上年収770万円未満の方	世帯 44,400円
	・年収770万円以上年収1,160万円未満の方	世帯 93,000円
	・年収1,160万円以上の方	世帯 140,100円

②食費及び居住(滞在)費

段階	対象者	食費	居住(滞在)費	合計(1日)	月額(30日)
第1段階	・高齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方 ・生活保護受給者の方 ・本人の預貯金等の合計額が1,000万円以下(配偶者がいる場合は夫婦の預貯金等の合計額が2,000万円以下)の方	300	0	300	9,000
第2段階	・世帯(注)全員が市民税非課税で公的年金等収入額+合計所得金額との合計額が年額80万円以下の方 ・本人の預貯金等の合計額が650万円以下(配偶者がいる場合は夫婦の預貯金等の合計額が1,650万円以下)の方	390	370	760	22,800
第3段階①	・世帯(注)全員が市民税非課税で第2段階に該当しない方 ・本人の預貯金等の合計額が550万円以下(配偶者がいる場合は夫婦の預貯金等の合計額が1,550万円以下)の方	650	370	1,020	30,600
第3段階②	・世帯(注)全員が市民税非課税で第2段階に該当しない方 ・本人の預貯金等の合計額が500万円以下(配偶者がいる場合は夫婦の預貯金等の合計額が1,500万円以下)の方	1,360	370	1,730	51,900
第4段階	上記以外の方	1,450	850	2,300	69,000

指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)ハーモニー 利用料金表②
(個室入居者用)

社会福祉法人 野田福祉会
2021年8月1日改正

(表裏より)

③以下のサービスは、特別な場合や個々に応じて1日(回)あたりの料金になります。1割、2割、3割のいずれかの利用者負担となります。

	単位 (日または回)	1割負担(月)	2割負担(月)	3割負担(月)	備考	
若年性認知症入所者入加算	120	3,762	7,524	11,286	65未満の認知症の方が対象になります。	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	1,463	2,926	2,926	入所日より7日を限度とします。	
入院時、外泊時基本在籍料金	246	1,542	3,085	4,627	1ヶ月に6日を限度とします。	
生活機能向上加算(I)	100	105	209	314	3ヶ月に1回の算定となります。	
口腔衛生管理加算(I)	90	94	188	282	月に1回の算定となります。	
経口維持加算(I)	400	418	836	1,254	月に1回の算定となります。	
経口維持加算(II)	100	105	209	900	月に1回の算定となります。	
褥瘡マネジメント加算(II)	13	105	209	117	月に1回の算定となります。	
科学的介護推進体制加算(II)	50	105	209	450	月に1回の算定となります。	
自立支援促進加算	300	314	628	942	月に1回の算定となります。	
退所前訪問相談援助加算	460	481	961	1,440	退所前に2回を限度とします。	
退所後訪問相談援助加算	460	481	961	1,442	退所後に1回を限度とします。	
退所時相談援助加算	400	418	836	1,254	退所後2週間以内に1回を限度とします。	
退所前連携加算	500	523	1,045	1,568	退所前に1回を限度とします。	
初期加算	30	941	1,881	2,822	入所後30日間のみ算定します。	
看取り介護加算	死亡日以前31~45日	72	2,031	4,063	6,094	15日間の算定となります。
	死亡日以前4~30日	144	4,063	8,126	12,189	27日間の算定となります。
	死亡日の前日、前々日	680	1,421	2,842	4,264	2日間の算定となります。
	死亡日	1,280	1,338	2,675	4,013	1日間の算定となります。
在宅復帰支援機能加算	7	219	439	658		
在宅・入所相互利用加算	40	1,254	2,508	3,762		

① + ② + ③ = 約 円 / 月

(2)介護保険の給付対象とならず、ご利用の方のみご負担になるもの

衣料リース	スエット(上)65円/枚、スエット(下)65円/枚、シャツ(七分袖・半袖)30円/枚、靴下20円/足、男性用プリーツ20円/枚、女性用ショーツ20円/枚、バスタオル20円/枚、フェイスタオル10円/枚、パッチ35円/枚(全て税抜き)
おやつ代	120円 / 日(税込み)
理・美容代	施術に応じた所要額(例)2,000円 / 回(税込み)
複写物の交付	30円 / 枚(税込み)
各種クラブ活動参加費	書道(750円)、陶芸(1,300円)、華道(700円)、音楽(300円)~いずれも1回当たり。また行事や展覧会出席等は実費あり。(全て税込み)
預り金等の管理	基本サービス 3,000円 / 月(税込み) 総合管理サービス 3,900円 / 月(税込み)
電気機器使用料(電気毛布・コタツ等)	電気代として1日60円(税込み)
テレビレンタル代(電気代込み)	1台110円 / 日(台数制限により、利用できない場合あり)(税込み)
その他	個人的に使用する日常生活上のものにかかる所要額(日用品・教養娯楽費・行事経費等)(全て税込み)
契約書23条に定める所定の料金	利用者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間にかかる料金(全て税込み)

★以上の金額は、法による給付額の変更その他の事情により、相当な額に変更することがあります。

指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)ハーモニー 利用料金表①
(ハーモニーエスプランサ3階特別入居者用)

社会福祉法人 野田福祉会
2021年8月1日改正

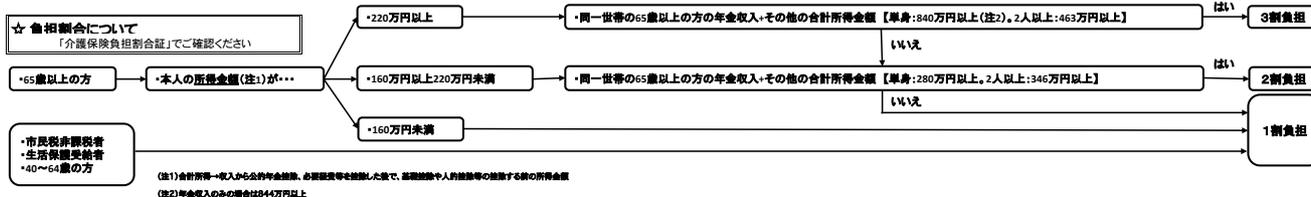
(1)介護保険の給付対象サービス

①介護福祉施設サービス費(本人負担は1割・2割・3割のいずれかに該当します)

(単位:円)

要介護度	要介護1(条件あり)			要介護2(条件あり)			要介護3			要介護4			要介護5		
	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
介護費用	599	599	599	670	670	670	745	745	745	816	816	816	886	886	886
看護体制加算(I)口	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
夜勤職員配置加算(II)口	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17
精神科医加算	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
栄養マネジメント強化加算	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
口腔衛生管理体制加算	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
日常生活継続支援加算(I)	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36
介護職員処遇改善加算(I)	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58
介護職員等特定処遇改善加算(I)	19	19	19	21	21	21	23	23	23	25	25	25	27	27	27
合計単位(円)	780	780	780	850	850	850	927	927	927	1,000	1,000	1,000	1,072	1,072	1,072
本人負担額(円/日)	815	1,631	2,446	889	1,777	2,666	969	1,938	2,907	1,045	2,090	3,136	1,120	2,241	3,361
合計単位(30日)	23,410	23,410	23,410	25,508	25,508	25,508	27,819	27,819	27,819	30,006	30,006	30,006	32,163	32,163	32,163
本人負担額(円/30日)	24,463	48,927	73,390	26,656	53,311	79,967	29,070	58,141	87,211	31,356	62,713	94,069	33,610	67,220	100,830

★介護職員処遇改善加算(I)=所定単位数に8.3%を乗じた単位数。★介護職員等特定処遇改善加算(I)=所定単位数に2.7%を乗じた単位数。★実際には途中で小数点の端数処理を行なうため、若干の誤差が生じます。



★介護福祉施設サービス費の支払上限額は申請を基として、上記要領に基づき、それぞれ下記上限額となります。(単位:円)

段階	対象者	支払上限額
第1段階	-生活保護受給の方 -利用者負担を15,000円に減額することで生活保護受給者とならない場合	個人 15,000円 世帯 15,000円
	-市民税非課税世帯で高齢福祉年金受給の方	個人 15,000円 世帯 24,600円
第2段階	-市民税非課税世帯で公的年金等収入額+合計所得金額が80万円以下の方	世帯 24,600円
第3段階	-市民税非課税世帯で公的年金等収入額+合計所得金額が80万円を超える方	世帯 24,600円
第4段階	-一般世帯(下記以外の市民税非課税世帯)	世帯 44,400円
	-年収383万円以上年収770万円未満の方	世帯 44,400円
	-年収770万円以上年収1,160万円未満の方	世帯 93,000円
	-年収1,160万円以上の方	世帯 140,100円

段階	対象者	食費	居住(滞在)費	合計(1日)	月額(30日)
第1段階	-高齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方 -生活保護受給者の方 本人の預貯金等の合計額が1,000万円以下(配偶者がいる場合は夫婦の預貯金等の合計額が2,000万円以下)の方	300	320	620	18,600
第2段階	世帯(注)全員が市民税非課税で公的年金等収入額と合計所得金額との合計額が年額80万円以下の方 本人の預貯金等の合計額が650万円以下(配偶者がいる場合は夫婦の預貯金等の合計額が1,650万円以下)の方	390	420	810	24,300
第3段階①	世帯(注)全員が市民税非課税で第2段階に該当しない方 本人の預貯金等の合計額が550万円以下(配偶者がいる場合は夫婦の預貯金等の合計額が1,550万円以下)の方	650	820	1,470	44,100
第3段階②	世帯(注)全員が市民税非課税で第2段階に該当しない方 本人の預貯金等の合計額が500万円以下(配偶者がいる場合は夫婦の預貯金等の合計額が1,500万円以下)の方	1,360	820	2,180	65,400
第4段階	上記以外の方	1,450	1,420	2,870	86,100

指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)ハーモニー 利用料金表②
(個室入居者用)

社会福祉法人 野田福祉会
2021年8月1日改正

(個室用)

③特別室料金

(単位:円)

特別室料金	特別室1(25.37㎡) 居室名:美雪	特別室2(25.43㎡) 居室名:金木庫	特別室3(26.60㎡) 居室名:枇杷	特別室4(27.45㎡) 居室名:曹月花	特別室5(28.73㎡) 居室名:山来花
日額	1,050	1,050	1,100	1,130	1,180
月額(30日)	31,500	31,500	33,000	33,900	35,400

④以下のサービスは、特別な場合や個々に応じての1日(回)あたりの料金になります。1割、2割、3割のいずれかの利用者負担となります。

	単位 (日または回)	1割負担(月)	2割負担(月)	3割負担(月)	備考	
若年性認知症入所者受入加算	120	3,762	7,524	11,286	65未満の認知症の方が対象になります。	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	1,463	2,926	2,926	入所日より7日を限度とします。	
入院時、外泊時基本住居料	246	1,542	3,085	4,627	1ヶ月に6日を限度とします。	
生活機能向上加算(I)	100	105	209	314	3ヶ月に1回の算定となります。	
口腔衛生管理加算(I)	90	94	188	282	月に1回の算定となります。	
経口維持加算(I)	400	418	836	1,254	月に1回の算定となります。	
経口維持加算(II)	100	105	209	900	月に1回の算定となります。	
褥瘡マネジメント加算(II)	13	105	209	117	月に1回の算定となります。	
科学的介護推進体制加算(II)	50	105	209	450	月に1回の算定となります。	
自立支援促進加算	300	314	628	942	月に1回の算定となります。	
退所前訪問相談援助加算	460	481	961	4,140	退所前に2回を限度とします。	
退所後訪問相談援助加算	460	481	961	1,442	退所後に1回を限度とします。	
退所時相談援助加算	400	418	836	1,254	退所後2週間以内(1回)を限度とします。	
退所前連携加算	500	523	1,045	1,568	退所前に1回を限度とします。	
初期加算	30	941	1,881	2,822	入所後30日間の算定となります。	
看取り介護加算	死亡日以前31~45日	72	2,031	4,063	6,094	15日間の算定となります。
	死亡日以前4~30日	144	4,063	8,126	12,189	27日間の算定となります。
	死亡日の前日、前々日	680	1,421	2,842	4,264	2日間の算定となります。
	死亡日	1,280	1,338	2,675	4,013	1日間の算定となります。
在宅復帰支援機能加算	7	219	439	658		
在宅・入所相互利用加算	40	1,254	2,508	3,762		

①+②+③=約 円/月

(2)介護保険の給付対象とならず、ご利用の方のみご負担になるもの

衣料リース	スエット(上)65円/枚、スエット(下)65円/枚、シャツ(七分袖・半袖)30円/枚、靴下20円/足、男性用フリース20円/枚、女性用ショーツ20円/枚、バスタオル20円/枚、フェイスタオル10円/枚、パジャマ35円/枚(全て税抜き)
おやつ代	120円/日(税込み)
理・美容代	施術に応じた所要額【例】2,000円/回~(税込み)
複写物の交付	30円/枚(税込み)
各種クラブ活動参加費	書道(750円)、陶芸(1,300円)、華道(700円)、音楽(300円)~いずれも1回当たり。また行事や展覧会出展等は実費あり。(全て税込み)
預り金等の管理	基本サービス 3,000円/月(税込み)
	総合管理サービス 3,900円/月(税込み)
電気機器使用料(電気毛布・コタツ等)	電気代として1日60円(税込み)
テレビレンタル代(電気代込み)	1台110円/日(台数制限により、利用できない場合あり)(税込み)
その他	個人的に使用する日常生活上のものにかかる所要額(日用品・教養娯楽費・行旅経費等)(全て税込み)
契約書23条に定める所定の料金	利用者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実居室が明け渡された日までの期間にかかる料金(全て税込み)

★以上の金額は、法による給付額の変更その他の事情により、相当な額に変更することがあります。